

北のめぐみ愛食応援団事業実施要領

1 趣旨

道では、地元でとれたものを地元で消費する「地産地消」や、食の安全や大切さなどを学ぶ「食育」、北海道にあった「スローフード運動」を総合的に推進する「愛食運動」を展開してきており、こうした取組を通じて、道民意識調査では、約8割の方から「地産地消を意識している」との回答が得られるとともに、北海道米の道内食率も向上するなどの成果が生まれている。

一方、近年、安全・安心な食品の確保や食料自給率の向上などが大きな課題となる中で、道民一人ひとりが自ら「愛食運動」に関する意識を高め、主体的に行動することが、重要となっている。

今後、地産地消や食育等を総合的に推進する「愛食運動」をより一層広げていくため、新たに企業や団体、グループを「北のめぐみ愛食応援団」（以下「愛食応援団」という。）として登録し、道からの情報提供などを通じて、それぞれの自発的な取組を促進するとともに、こうした応援団登録者の活動を情報発信することにより、「道民の皆さんと協力し合う愛食運動」を展開する。

2 愛食応援団の定義

愛食応援団とは、道内の企業、団体（支店、支部等を含む。）及び3名以上のグループ（政治団体・宗教法人及び反社会的勢力を除く。）であって、愛食応援団の趣旨に賛同し、3に掲げる活動等を自ら実践し、地産地消や食育等の「愛食運動」に取り組む者をいう。

3 愛食応援団の活動事例

地産地消や食育等の「愛食運動」の取組を例示すると次のとおり。

(1) 地産地消の取組

- ア 社員食堂、社員寮での道産農林水産物を使用したメニューの提供
- イ 道産農林水産物を使用した加工品の開発や販売促進
- ウ 道産農林水産物の販売コーナーの設置やPR活動の実施
- エ 企業等のイベントにおける道産農林水産物の景品提供

(2) 食育の取組

- ア 食事マナーを伝える活動
- イ 社員等への食生活に関する相談窓口の開設
- ウ 地域や学校を対象とした食育活動
- エ 道産農林水産物を使用した「手作りお弁当の日」の設定

(3) その他の取組

- ア 社員等への地産地消・食育に関する情報の提供
- イ 農林水産業体験活動の実施
- ウ 企業等での地産地消・食育に関する勉強会の開催
- エ 道で実施する道産農林水産物のPR活動への協力
- オ その他、地産地消・食育等の推進に有益な活動

4 登録受付

平成22年10月1日より登録を受け付ける。

5 登録機関

愛食応援団の登録は、各総合振興局及び各振興局産業振興部農務課（以下「総合振興局及び振興局」という。）又は、北海道農政部食の安全推進局食品政策課（以下「農政部」という。）において行う。

6 登録

(1) 愛食応援団として登録を希望する者は、「北のめぐみ愛食応援団登録申請書」（様式1）に必要な書類を添付し、次に掲げる登録機関に提出するものとする。

ア 登録者の所在地がある総合振興局又は振興局とする。

イ 登録者の事務所等が複数あり、その所在地が2総合振興局及び振興局以上となる場合は、農政部とする。

(2) 登録機関は、提出のあった北のめぐみ愛食応援団登録申請書に記載もれや必要書類が添付されているかを確認の上、登録申請書を提出した者に対して、北のめぐみ愛食応援団登録通知書（様式2）及び北のめぐみ愛食応援団登録証（別記）を交付するものとする。

(3) 登録機関は、北海道個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護に関し必要な措置を講じるものとする。

7 登録変更

(1) 登録者は、「北のめぐみ愛食応援団登録申請書」に記載した事項に変更があった場合は、速やかに「北のめぐみ愛食応援団登録事項変更届」（様式3）により、登録機関に届けなければならない。

(2) 登録機関は、登録者から変更の申し出があった場合は、その登録を変更するものとする。

8 登録抹消

(1) 登録機関は、登録者から「北のめぐみ愛食応援団登録辞退届」（様式4）により辞退の申し出があった場合は、その登録を抹消するものとする。

(2) 登録機関は、愛食運動の趣旨に反するような行為、または法令及び公序良俗に反する行為があったときは、登録を抹消できるものとする。

9 登録状況の報告

(1) 総合振興局及び振興局は、6の(1)のアの申請書を受理し、登録した場合は、「北のめぐみ愛食応援団登録一覧表」（様式5）に登録申請書の写し及び必要書類を添付して、農政部に報告するものとする。

なお、登録変更及び登録抹消をした場合も同様に、農政部に報告するものとする。

(2) 農政部は、6の(1)のイの申請書を受理し、登録した場合は、「北のめぐみ愛

食応援団登録一覧表」(様式5)に登録申請書の写し及び必要書類を添付して、総合振興局及び振興局に報告するものとする。

なお、登録変更及び登録抹消をした場合も同様に、総合振興局及び振興局に報告するものとする。

10 愛食応援団の役割

愛食応援団は、それぞれの立場を活かして地産地消や食育等の「愛食運動」の活動を実践するとともに、道が行う地産地消や食育等に関する行事等に積極的に参加するものとする。

11 道の役割

道は、愛食応援団の活動促進を図るため、必要な情報提供やPRに努める。

- (1) 道ホームページや刊行物等による愛食応援団登録者のPR
- (2) メールマガジン等による愛食運動に係る各種情報の提供
- (3) 愛食応援団登録者の相互の交流、情報交換のためのイベント等の開催

12 その他

この要領に定めるもののほか、愛食応援団の登録に関して必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

※様式省略